

京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

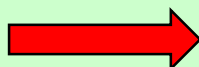
別添 2

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を**5%以上**減少させる（コロナ等を除く）。

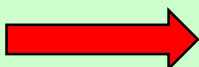
13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上之死傷者数を**減少**させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

アウトプット指標

アウトカム指標

（ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策として複数の事項に取り組む事業場の割合を**2027年までに70%以上**とする。
- ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を**2027年までに80%以上**とする。

- ・増加が認められる**転倒災害の死傷者数**を2022年と比較して、**2027年までに増加に歯止めをかける**。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を**2027年までに80%以上**とする。
（再掲）

- ・増加が見込まれる**社会福祉施設**における**腰痛の死傷者数**を2022年と比較して、**2027年までに減少させる**。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を複数行う事業場の割合を**2027年までに60%以上**とする。

- ・増加が見込まれる**60歳代以上の死傷者数**を2022年と比較して、**2027年までに増加に歯止めをかける**。

（ウ）多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を**2027年までに50%以上**とする。

- ・**外国人労働者の死傷者数**を2022年と比較して、**2027年までに増加に歯止めをかける**。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を**2027年までに45%以上**とする。

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して、**2027年までに5%以上減少させる**。

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を**2027年までに85%以上**とする。

- ・建設業の死亡者数を2022年と比較して、**2027年までに15%以上減少させる**。

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を**2027年までに60%**とする。

- ・製造業における**機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数**を2022年と比較して、**2027年までに5%以上減少させる**。

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・林業における死傷者数を2022年と比較して、**2027年までに15%以上減少させる**。

アウトプット指標

アウトカム指標

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ ストレスチェックの実施及び集団分析結果の活用等、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施の促進を図る。

- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を**2027年までに50%未満とする。**

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を**2025年（令和7年）までにそれぞれ80%以上とする。**
- ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を**2025年までに80%以上**とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を**2027年（令和9年）までに80%以上とする。**

- ・ **化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して5%以上減少させる。**

- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2022年と比較して**2027年までに増加させる。**

- ・ **熱中症による死傷者数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して、減少させる。**

※「アウトプット指標」とは … 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標
 ※「アウトカム指標」とは … 達成目標

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線